

議案第 1 2 2 号

大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定について
大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例

大田原市柔道事故調査委員会条例（平成28年条例第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表柔道事故調査委員会委員の項及び柔道事故調査委員会委員の選考方針検討会議委員の項を削る。